

認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書

令和 年 月 日

八街市長 あて

納税義務者 住 所

氏 名

電話番号

代 理 人 住 所

氏 名

電話番号

八街市市税条例附則第9条の3第2項の規定により、次のとおり申告します。

1. 家屋の所在（地番等）

八街市

2. 家屋番号（種類及び構造）

（種類： ）・構造： ）

3. 床面積（居住面積） m^2 () m^2 ()

4. 建築年月日 令和 年 月 日

5. 登記年月日 令和 年 月 日

6. 居住の用に供した年月日 令和 年 月 日

7. 添付書類 認定長期優良住宅であることを証明する書類（認定通知書の写し）

～認定長期優良住宅を新築した場合、固定資産税が減額されます～

＜減額の対象となる住宅の要件＞

- ・新築時期が、「長期優良住宅の普及の促進に関する法律」の施行の日（平成21年6月4日）から令和8年3月31日までに新築されたもの
- ・同法の規定に基づき、耐久性・安全性等の住宅性能が一定基準を満たすものとして、行政庁の認定を受けて新築された住宅であること
- ・床面積 専用住宅の場合…50m²以上280m²以下
一戸建て以外の専用住宅で貸家住宅の場合…40m²以上280m²以下
併用住宅の場合…居住部分の床面積が50m²以上280m²以下

＜提出していただく書類・提出期限及び提出先＞

- ・認定長期優良住宅に係る固定資産税の減額適用申告書（市役所課税課窓口配置）
- ・認定長期優良住宅であることを証明する書類（認定通知書）
- ・新築した翌年の1月31日までに市役所課税課へ申告してください

＜減額される範囲及び期間＞

- ・床面積が120m²以下の場合は2分の1、120m²を超え280m²以下の場合は120m²相当部分について2分の1（120m²を超える部分は減額されません）
- ・3階建て以上の耐火住宅・準耐火住宅は新築後7年間、それ以外の住宅は新築後5年間

お問い合わせ先：八街市役所 市民部 課税課 資産税係 TEL043-443-1116